II-23
IV

昭　和　35　年　度

事　業　計　画　書

財団法人　日本海外協会連合会

JICA
000
23.4
EA
BRARY

国際協力事業団
22660

JICA LIBRARY
1092325(8)
22660

目　次

第一　事業方針 …… (1)
一　本部関係 …… (1)
二　支部関係 …… (2)
第二　事業計画 …… (3)
一　本部関係 …… (3)
1　移住者送出 …… (3)
2　移住者支度費補助金の交付 …… (5)
3　渡航費貸付金及び回収金 …… (6)
4　募集送出 …… (7)
5　啓蒙宣伝 …… (9)
6　講習会 …… (12)
7　訓練所及び研修所 …… (15)
8　日本学生移住連盟 …… (19)
9　国際移住調査委託 …… (19)
10　会議開催 …… (20)
二　支部関係 …… (20)
1　昭和35年度受入 …… (20)
2　共同利用施設の建設、管理 …… (21)
3　共同利用機械器具の購入 …… (21)
4　医療保健の実施 …… (21)
5　試験農場の運営 …… (22)
6　子弟教育の援助 …… (22)
7　委託栽培制度の実施 …… (22)
8　青年隊訓練所 …… (22)
9　入植適地調査 …… (23)

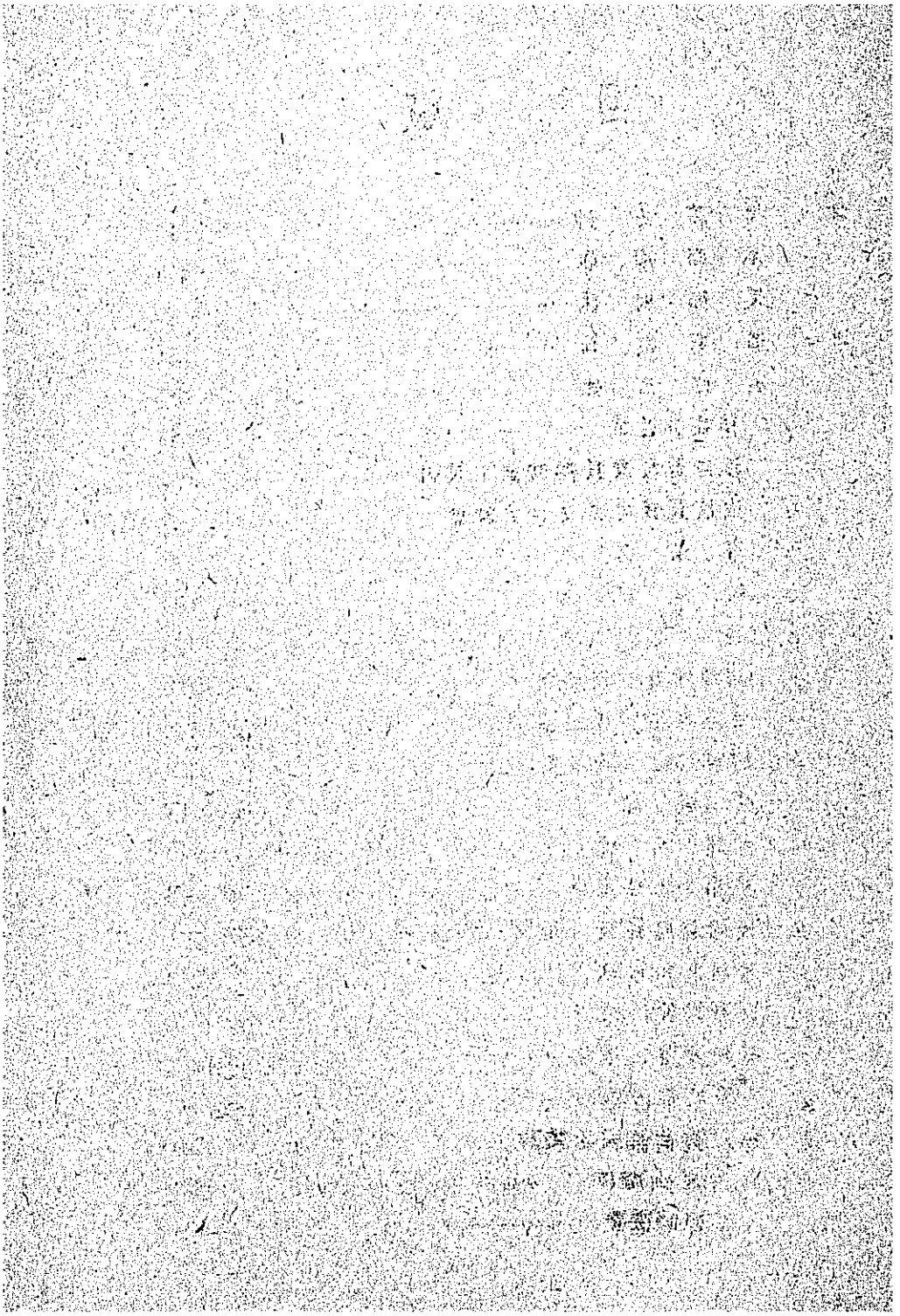

第一　事業方針

本年度の海外移住事業は一万名の送出及び受入を目的とし，国内においては中央及び地方一体となり関係機関と緊密な協力の下に啓発宣伝，募集選考，訓練，教養，送出等の業務を実施し，海外においては現地機関補助金の本会統一処理の実現に伴って受入指導あっせん等の業務は海協連在外支部が本部の指導の下に一貫して実施することになり，ここに本会は名実共に内外地一元的な移住機関としての重責を担うに至ったので，内外の機構を整備すると共に各般の施設を充実し本事業の飛躍的な発展を期するものとする。

一　本部関係

1，前記の目的を達成するため連合会は斬新な企画のもとに機構の整備，能率の向上，職員の研修を行い，海外移住実務担当機関としての使命達成に努める。

2，前年度まで業務部の中の1課であった広報課を広報部に昇格し，部内に，広報課，資料課をおくとともに移動移住相談を新規事業として取上げ広範な広報活動を行う。

3，従来の企画部を発展的に解消せしめ，貸付課を総務部内に企画課を海外課と改称して同じく総務部内におく。

4，業務部募集課内の講習訓練係を教養課に昇格し，移住合格者に対し各職種に応じた適切なる教養，訓練を実施する。

5，青壮年の海外発展を奨励するとともに移住地社会の農工商業界において中堅となる人材を養成し，その国の産業経済に寄与せしめることを目的として群馬県に設置した，海外移住研修所を整備拡充する。

6，新たに本年度より移住者支度費補助金の交付事務を実施する。

二．支部関係

1．昭和35年度に10,000名の受入れを行うため在外支部は現地公館および海協連本部と一体になり，関係機関の協力のもとに移住者の受入れ，あっせん及び援助施設等を移住地に設置し，移住者に対し，物心両面の保護援助を行うことにより新規移住者の導入を促進し，移住事業の円満なる発展を期する。

2．上記目的を達成するため在外支部は現地受入機関として，一時収容所，共同販売所，倉庫等の共同施設，トラック，トラクター，井戸堀機，製材機等共同利用の機械器具等を建設，購入，管理し，移住者の定着および営農に指導と支援を与え，他方移住者の受入国の移住関係機関，耕主等と移住者の融和と相互理解をはかり，もって日本人移住の促進に貢献する。

3．昭和35年度においては支部機構の充実をはかるため，支部転員を15名増員し，受入業務に従事せしめると共に，このうちの5名には貸付条件変更分に伴う増員で貸付渡航費の整理等にあたらしめる。

第二．事業計画

一．本部関係

1．移住者送出

(1) 送出予定数

現在まで，ボリビア国及びパラグアイ国との移住協定が締結され，又ブラジル国との移住協定締結が予定されている等のこともあり，既に確定している移住地はいうまでもなく，近く予定される地区の募集計画に基いて公募による移住者の送出に重点をおくこととし，その数を約7,000名と見込んだ。

さらに，この他沖縄及び一般指名呼寄移住者を合めて，総数10,000名を送出する予定である。

(2) 移住者輸送引率員

月別の配船計画は別表「月別船別送出予定表」のとおりであるが，輸送中における移住者の安全をはかるため，移住者500名以上の船には2名，200名以上の船には1名の輸送引率員を乗船せしめる。

なお，輸送引率員にはそれぞれ次の諸項目のごとき視察乃至調査目標を与えて報告せしめることにより現地滞在を有効ならしめ，ひいては将来の移住業務に貢献あらしめるようにする。

1．特定現地支部の活動の状況

ロ，特定移住地の状況（立地条件，営農，教育，衛生，マーケッティング等）

ハ，特定輸送系路の交通状況

月別船別送出予定表

月別	大阪商船		ローヤル船		計
	船名	送出予定数	船名	送出予定数	
4			ボイスベン号	160	160
5	あふりか丸	450	チザダネ号	250	700
6	あめりか丸	450	テゲルベルグ号	150	600
7	ぶらじる丸	800	ルイス号	150	950
8	あるぜんちな丸	850	チチャレンカ号	240	1,090
9	さんとす丸	480	ボイスヴエン号	150	630
10	あふりか丸	450	チザダネ号	250	700
11	ぶらじる丸	800	テゲルベルグ号	150	950
12	あるぜんちな丸	850	ルイス号	150	1,000
1	あめりか丸	450	チチャレンカ号	240	690
2	さんとす丸	480	ボイスヴエン号	150	630
3	ぶらじる丸 あるぜんちな丸	800 850	チザダネ号	250	1,900
	計	7,710	計	2,290	10,000

(3) 移住者送出事務のための神戸及び横浜出張

移住国への入国査証取得，営農資金預金，外貨交換及び渡航費貸付契約並びに移住者契約の説明及びその事務手続のため各船毎に職員を横浜及び神戸移住あっせん所へ出張せしめる。

出張回数は 神戸 24回 横浜 24回の予定

(4) 移住者輸送援護共済積立金制度の実施

昭和34年4月1日より実施している本制度を引続き実施する。本制度は連合会が渡航費を貸付けて送出する移住者が輸送途中において不慮の災害，疾病等の事故により，医療費，その他の出費を要する際，船側の負担に属すべきものを除いて，これを救済援護するものである。

積立金は，政府補助金，移住者の拠金及びその他とする。

2. 移住者支度費補助金の交付

次により渡航費貸付移住者に対して交付される移住者支度費補助金の交付業務を実施する。

(1) (移住者一般支度費補助)

移住者 満12才以上のもの1名に対し5,500円 満3才以上12才未満のもの1名に対し2,300円 満3才未満のもの1名に対し2,000円をそれぞれ交付する。ただし，年令算定の期日は合格決定の日とする。

(2) (加算支度費補助)

イ 次の各号の(一)に該当する移住者で，移住者支度費審査委員会の審査により必要と認められたものに対しては，

予算の範囲内で支度費を加算して支給することができる。ただし，炭鉱離職者及び国内開拓者で、移住資金の支給を受けるものを除く。

(イ) 離職中のもの及び罹災者であつて，特に必要と認められるもの。

(ロ) 生活保護法の適用，又はこれに準じる取扱いを受けているもの。

(ハ) 市町村長の証明する前年度所得額 185,000円までの低額所得者であつて，特に必要と認められるもの。ただし，資産処分見積額20万円未満のものとする。

ロ，加算支度費の補助額は次の通りとする。

但し，補助金額の単価については、改訂することができる。

3人以上の家族1戸に対し　30,000円

ハ，移住者支度費審査委員会は，外務省・農林省及び日本海外協会連合会をもつて構成し，必要に応じ関係各省を参加せしめるものとする。

(3) (交付対象)

昭和35年4月1日以降の合格者とする。

3. 渡航費貸付金及び回収金

渡航費の貸付条件は本年度より改正され，10年据置，10年均等年賦償還となり，利子は据置期間中は無利子とし，後の10年間は年利3分6厘5毛とする。

本年度における渡航費貸付金及び回収金

政府からの借入金 } （同額） 866,190,000円
移住者への貸付金 }

貸付対象人員 10,000名

貸出回数 24回（移住者乗船数 24船）

移住者納付償還元金 8,364,242円

移住者納付償還利息 581,573円

移住者納付償還違約金 175,578,911円

計 184,544,726円

外務省主管歳入納付金 184,544,726円

4 募集送考

(1) 募集

イ 地方指導

県の段階で行われる地方海外協会の募集，選考，或は諸会議に中央より役員又は転員を派遣して，参画せしめ，実際業務上の細部にわたっての協議指導を行うとともに，更にはこれら事務的のものの一段階前の問題としての諸企画の諮向に応じ指導を行う等弾力性のある広範な内容の地方協会の指導を行う。

ロ ブロック会議

広く移住機構（特に地方機構）その他移住一般の諸問題を各ブロック毎に特殊条件を考慮して討議研究し，併せて中央，地方並びに各海外協会間の意見，資料の交換等を行うため，各ブロックにつき年3回程度開催することとし，当会としては当会議の指導を通して地方海外協会の健全な育成と移住促進を計る方針である。

主なる協議事項は次の通りとする。

(イ) 移住機構（特に地方機構）の整備強化

(ロ) 募　集　促　進

(ハ) 広報活動の強化

(ニ) 移住者の援護助成

(ホ) 手続事務の円滑化

(ヘ) 移住推進委員の活動の促進，モデル農業高校の育成強化

(ト) その他事務改善

ハ，募集に関する印刷物の作成配布

(イ) しおり

ドミニカ，北伯，中南伯，アルゼンテイン，パラグアイ，及びボリビア等各国の主要移住地別にしおりを作成し，全国の市町村及び各都道府県その他の関係団体に配布する。

(ロ) ポスター

募集啓発のため移住地一覧表付ポスターその他を作製する。

(ハ) 募集要領

1地区 5,000枚，20地区につき作製配布する。

(2) 選　考

イ，移住者選考会議

年間 10,000名の送出を目標として，月平均4回年間48回の移住者選考会議を実施する。

ロ，選考に要する印刷物の作製

次の印刷物を作製する。

移住申込書
選考調書
合格通知書
登録台帳
その他

5. 啓蒙宣伝

広報部の新設及び移動移住相談の実施等と相まって、特に重点的に推進することとする。具体的実施計画は次のとおりである。

(1) 出版関係

イ, 機関紙「海外移住」(タブロイド版4頁)

毎月三回発行, 一回の発行部数 20,000部

ロ, 単行本(2種)

(イ) 新刊「移住地総覧」A5版 100頁

在外支部よりの情報等をもとにして, 各移住地の地勢, 気候, 適作物, 営農計画, 子弟教育等の公共施設, 販売市場等につき記載し, 移住手引書として, 又移住実務参考書としての利用に供する。

(ロ) 新刊「移住の現状」B6版 150頁

日本と世界各国の移住, 戦前と戦後の移住等を対比させながらわが国の海外移住に関する解説を行い, 移住関係者及び一般の移住に関心をもつ人々を対象とする啓蒙書とする。

八，移住のしおり

移住相談来訪者に手交し又は，展示会，講演会等において配布するため“移住早わかり”式のものとして作製する。

ニ，宣伝用ポスター　B2版（3色彩）発行枚数 5,000枚

(ろ) 展示会　講演会関係

当会主催により最小限度年10回できるだけ募集と直結せしめて，展示会，講演会を兼ねて開催する。開催場所は地方の希望をも斟酌してきめるが，各ブロック毎に1県乃至2県を選定する。

展示物品は運送面便な機動性ある図表，展示写真等を，31，4半期中に作製する。

写真は新入植地の紹介写真を主とする。

(3) 移動移住相談

経験と資料とを集中的に活用し，企画と広報，業務とを直結せしめて，広報の効果を確実に挙げることを目的として，移動式移住相談室を設置し，地方を巡回して広報効果の浸透をはかると共に，直接移住希望者の発掘に努める，具体的には2班編成にて地方に赴き，地方海外協会との連携のもとに開催地を選び，簡易展示会，映画会，座談会等の開催を伴った移住相談を実施する。

(4) 映画関係

「ブラジルは招く」（昭和31年度作製）

カラー，トーキー　5本

「コチア産業組合」（国際ラジオセンター作）

白，黒，トーキー　4本

「希望の国ブラジル」（昭和33年度作製）

カラー，トーキー　6本

「アンデスを越えて」（光報道工芸，毎日新聞社作）

カラー，トーキー　2本

以上のプリントを購入する．

このほかスライド8種を5ノ組（ノ組20コマ）を作製する．

(5) 放送関係

N．H．K．，民間放送の2本立で実施する．民間放送の方はラジオ東京ほか全国ローカル放送16局による期間3ヶ月，週ノ回早朝六時台の放送とする．

放送内容等については放送企画委員会（仮称）において企画する．電波料を使用しての民間放送の実施はあくまでも募集活動に直結した次のような内容にして放送の予定である．

イ．募集予告

ロ．募集現況

ハ．移住機構紹介

ニ．移住に関するニュース紹介

ホ．移住関係資料の紹介

ヘ．講習会紹介

(6) 啓蒙宣伝会議

海外移住事業の推進のため報道関係者との懇談，機関紙等啓蒙宣伝資料の掲載記事等についての検討打合等を実施する。

6．講　習　会

(1) 商工移住者講習会

商工業移住者及び移住希望者に対し，受入国の国情に応じた講習を行い，現地の商工業の実情及び基礎的知識技能等を修得せしめる。実施要領はおゝむね次の通りである。

受講日数　　10日間

受講者予定数　　100名（若干の増減を見込む）

課　目　　語学，中南米一般事情，経済事情，金融事情，法規，日本企業進出の実態，中小企業移住の諸問題，国際教養，渡航手続

講　師　　関係各係官，学識経験者，転業補導所転員，振興会社社員，当会役転員等。

(2) 海外実習生講習会

従来の外務省実習生の制度にならい農業及び商工実習生を募集，選考（書面選考及最終選考――筆記試験，面接，体検）の上，講習会（戦後第5回目）を開催，国際教養，中南米事情，語学等の講習を行うと共に，集団生活を通して勤労並びに協同の精神を養成するほか，現地受託者の要望を考慮して各職種に応じ，農事試験場，農業施設，商社

工場等において実務訓練を授け，必要な技能を修得せしめる。

受講日数　　３０日

受講者数　　３０名（農，商，工，実習生の数の内訳は未定）

場　　所　　外務省横浜移住あっせん所

講義課目

合同講習　　国際教養，中南米事情，学語

委託実習　　神奈川県，東京都下各農事試験場，農業施設，商社，工場等において行う。

見　　学　　研修旅行　神奈川県東京都下の工場，農場，試験場，博物館，史蹟等

講　　師　　外務省，農林省係官，当会役職員，学識経験者，その他

(3) 農業移住者講習会

農業移住合格家族のうち経営の中心となる者に対し移住国の農業及び移住地の開拓に必要な基礎知識及び技術を教授すると共に，移住後に必要な国際知識，語学を習得せしむる。

講習生　　１編成約50名 38回の講習を行う。

会　　期　　３０日

場　　所　　三重県，香川県，栃木県，山口県，宮崎県，山梨県，千葉県等の経営伝習農場及び海外農業移住中央訓練所にて行う。

講　師　外務省、農林省係官、当会役転員、学識経験者、その他

(4) 集団移住推進指導者講習会

集団移住指定町村1町村1名の推進指導者を2編成(1編成50名)とし各回3日の講習を行う。

(5) 地方海外協会転員研修会

地方海外協会転員に対して、移住に関する募集、選考、送出、啓蒙宣伝等の業務の実務講習を行うとともに、受入国の事情、移住地概要の説明を行うことにより、移住関係機関転員としての資質の向上を計る

受講日数　2日間

場　所　移住あっせん所

受講者　各地方海外協会の実務担当者

講義課目　受入の現況と見透し、募集状況に関する説明並びに打合せ、移住推進委員指導要領、融資について、受入地状況、広報関係打合せ、補助金経理、手続関係、質疑応答

講　師　外務省、農林省係官、当会役転員その他

(6) 転員研修会

転員に対し移住業務担当者として必要な知識、教養を取得せしむるため研修を行う。

受講時間数　54時間

受講者　転員全員

講義課目　語学（スペイン語，ポルトガル語），現地一般事情，経済事情，農業事情，植民地経営論，マーケッティング，移住指導者心得，移住論，移住史，各種法規，文書取扱い，起案，要領等

講　師　外務省，農林省係官，当会役職員，学識経験者，

7．訓練所及び研修所

(1) 海外農業移住中央訓練所

昭和34年に茨城県東茨城郡鯉渕村に設立した海外農業移住中央訓練所を整備，強化し，農業移住合格者に対して実施する講習，訓練の充実を計る。

(2) 海外移住研修所

昭和34年に群馬県勢多郡宮城村に設置した海外移住研修所を整備強化すると共に，第1回研修生を入所せしめて5月上旬開所の運びとする。その運営は下記「海外移住研修所要綱」及び「同訓練要綱」による。

海外移住研修所要綱

経　営

日本海外協会連合会は，海外移住研修所を群馬県勢多郡宮城村大字柏倉に設置し，政府補助金，その他によりこれが経営に当る。

目　的

青壮年の海外発展を奨励すると共に，移住地社会の農，工，商業会において中堅となる人材を養成し，その国の産業経済に寄与せしめることを目的とする。

研修生

この目的を達するため，次により研修生を入所せしめ教育訓練する。

イ　海外移住を希望する短期大学卒業，又はこれと同等以上の学力を有すると認められる男子で，身体強健にして年令満17才以上30才未満のものであること。

ロ　毎年2月に募集し，選考の上4月上旬に入所せしめる。

ハ　研修期間は1ケ年とする。

ニ　収容人員は30名とする。

授業料等

研修生の授業料等については次の通りとする。

イ　授業料は徴収しない。

ロ　食費は所要経費の中1人当り1ケ月1,500円を補助するが，残り3,000円程度は本人負担とする。

ハ　寝具は無償で貸与するが，被服類は全部自弁とする。

ニ　入退所に要する旅費は自弁とする。

修了後のあっせん

修了生の海外移住については，関係諸機関と充分連絡の上，出来る限りあっせんする。

実習生

研究所施設に余裕ある場合は実習生を置くことが出来る。実習生については別に定める。

海外移住研修所教育練成要綱

方針，海外移住研修所の教育練成は海外移住者の中堅人物としての教養，心身の鍛練（不屈の開拓者精神の体得）に重点を置き現地即応の生活訓練を施す。

本趣旨により

イ．学科については移住地における実務に必要な教科に重点を置く。

ロ．実習は農場等における各種作業を通じて習得せしめるものとし，特に機械類の取扱に習熟せしめる。

ハ．学科及び実習担当者には次の各機関より適任者を講師として委嘱する。

(イ) 東京，前橋等所在の関係諸官方及び諸機関の役職員

(ロ) 東京，前橋，宇都宮等所在の各大学の教授

(ハ) 農林省関東東山農事試験場，群馬県農事試験場及び種畜場，前橋地方気象台等の技官

(ニ) その他学識経験者

ニ．以上の習得については視聴覚教育を併用するものとし，これに必要な施設を整備するとともに，つとめて工場其他の実地見学を行う。

ホ．必要あると認められる者については適当な商社若くは工場等に委託して実地に技術等の習得に当らしめる。

教　科

一　般　教　科（全員必修）

語　　学（ポルトガル語，スペイン語）

海外移住史，移住政策

中南米生活科学

海外貿易（主として中南米）

国際教養

中南米事情（政治，経済，社会）

簿記，計理，経営学

専　門　教　科（◎印は必修其他は選択）

◎中南米の農業経営

◎協同組合経営

◎農村土木建築

中南米の作物

中南米の土壌及び肥料

中南米の畜産

病虫害の防除

中南米の林業

農畜産物加工

中南米開拓

工場経営管理

工業簿記

中小企業の経営管理

実　習

◎原動機取扱及び修理

◎トラクター及小型自動車運転

◎簡易気象観測

◎簡易測量

◎農場実習

◎農村土木建築

森林伐開

機械開墾

農畜産加工

会計事務実習

以　上

8. 日本学生移住連盟

学生間における移住についての一般的啓蒙活動を実施せしめると同時に，今後の募集対策立案の基礎とするため，調査費を交付して農村における移住者の出身階層，兼業内容等に関する農村実態調査を実施せしめる。

9. 国際移住調査委託

国際移住研究会に対し，数年来種々の調査を委託し，我国の海外移住促進の根本的問題について基礎的研究を続けてきたが，本年度は，邦人移住地の流通，生産機構に介在する商人資本の性格と移住者の経済活動について学術調査を行う。

調　査　員　1名（矢内原勝を予定）

現地調査日数　90日

調　査　地　　ブラジル国パラナ州及びサンパウロ州奥地。

10　会議開催

(1)　評議員会

定期総会は前年度決算について9月，臨時総会は必要に応じて開催の予定。

(2)　理　事　会

別途新たに決定される運営方針に基いて開催する。

(3)　移住者選考会議

前述

(4)　各家宣伝会議

前述

(5)　関係各省との連絡会議

募集，送出等について現況検討或いは計画樹立等のため毎月1回程度開催する。

(6)　地方別ブロック会議

前述

二．支部関係

1，昭和35年度受入

(1)　受入予定数

昭和35年度においては，パラグアイ国アルト・パラナ地区に240家族の受入れが予定されるほか，ボリビア国サンファン移住地の新規受入れ等，総計10,000名の受入れを行う。

(2) 受入施設の建設，管理運営

これら新移住者を現地で受入れるため移住地の一時収容所を14ヶ所（1棟 150㎡）を建設し，受入の万全を期し，又南伯向移住者の上陸港に当るサントスの移住者宿泊所を改装する他，ガルアペー移住者，またアルト・パラナ地区受入の開始にともないこれらパラグアイ移住者の一時滞在地となるブエノス・アイレスにも300人収容力をもつ移住者の一時宿泊所を総工費約4000万円で建設する。

2. 共同利用施設の建設，管理

移住者の定着，自立を育成するための共同利用施設として，35年度において共同販売所14カ所（1棟 90㎡），倉庫5ヶ所（1棟 150㎡）を建設する。

3. 共同利用機械器具の購入

移住者の営農，生産物の販売，加工等に便宜を与えるため共同利用機械器具としてトラック7台，トラクター5台，製材機3台，水揚げポンプ3台，井戸堀機2台，製粉機2台，搾油機2台，自動耕耘機8台等を購入して移住者の組合等に貸与し，共同利用せしめる。

その他移住地の道路建設，道路補修のためブルドーザー，グレーダー各1台を購入する。

4. 医療保護の実施

風土，気候の異なった南米諸国の文明と隔絶された土地開拓に従事する移住者達に，医療面での保護を充実させ，営農に専念させるため，35年度に4ヶ所の診療所を増置するほか，新規に巡回保健医制度を設ける。これは月に1度医師を移住地に

派遣し，巡回診療を行わしめるもので，35年度は5名の医師に移住地を巡回させる。

5. 試験農場の運営

日本とは風土，気候，営農法等の全く異る地域において，始めて営農を行う移住者にとり最も必要なのは，その地域に適応した営農法を指導し，また必要な種子，種苗を配布し，更にまた適作物を発見して移住者の安定をはかることであるが，この目的のため既設のアマゾン，パラグアイの2試験農場のほか，35年度よりアルゼンチンにおいても試験農場の運営を行う。

6. 子弟教育の援助

日本人移住者の最大の関心事の一つは，子弟の教育であるが，35年度より受入国側より派遣される教師に対し，日本側からも手当を支給して教師の生活を安定させ，子弟教育に専念させる。

7. 委託栽培制度の実施。

入植初期においては一般に農法が確立せず，又適作物の発見普及等が思うように行かないものであるが，その対策として入植者中の篤農家に委託し，各種農作物の試作，農法の研究，種苗，種子の育成配布を行わせる。これは試験農場に代る制度であるから，試験農場のないボリビアに重点をおいて実施する。

8. 青年隊訓練所

現地における中堅移住者の訓練施設として，パラナ州セーラ・ドス・ドラードスに青年隊訓練所を運営し，内地からの

独身青年移住者に種々の訓練をほどこし，またブラジル社会に適応するに必要な教科目等を教授し，将来の移住者の中堅者たらしめる。

9. 入植適地調査

３６年度以降に更に移住者を受け入れるため将来の入植適地を調査選定する。